

○単身赴任手当における異動等に伴う転居の取扱いについて

(平成23年3月17日岡人委第233号通知)

単身赴任手当の取扱いに関し、異動又は公署の移転（以下「異動等」という。）の日から3月経過した後の転居であっても、当該異動等の日から3年以内の転居であって、次に掲げる要件を満たす場合は、平成23年4月1日以降、異動等に伴う転居として取り扱うこととしたので通知します。

ただし、当該異動後の官署への通勤が従来より困難になる住居への移転等、明らかに当該異動等に伴う転居とは認められない場合については、この限りではありません。

記

- 一 当該異動等の時に岡山県職員給与条例（昭和26年3月20日条例第18号）第12条の2第1項に規定する単身赴任手当の支給要件である父母の疾病その他人事委員会規則で定めるやむを得ない事情があったこと。
- 二 当該異動等の時から当該転居の時までの間やむを得ない事情が引き続いていること。
- 三 当該転居が当該異動等の直前の住居からの転居であること。